

## V 子どもと人権

### 1 国選付添人制度の実現及び拡充に向けた取組について

#### (1) 国選付添人制度拡充の歴史と日弁連の取組

① 少年保護事件付添援助制度と当番付添人制度  
 弁護士付添人は少年審判において、非行事実の認定や保護処分の必要性判断が適正に行われるよう、少年側の立場から手続に関与するというだけでなく、家庭や学校・職場等少年を取り巻く周囲の環境を調整するなど、少年の立ち直りを支援する活動を行っている。家庭、学校等の社会内で居場所がないために非行に至ってしまったケースも多々見受けられ、このような少年に対して、信頼できる大人として、少年の立場に立って活動する弁護士付添人の重要性は、ますます高まっている。

日弁連は、このような少年事件における弁護士付添人の重要性に鑑み、全面的な国選付添人制度の実現を目指し、弁護士付添人の選任を進めるための取組を行ってきた。すなわち、1990年代には、全国の会員から特別会費を徴収して当番弁護士等緊急財政基金(2009年6月以降は「少年・刑事財政基金」に名称変更)を設置し、これを財源として少年保護事件付添援助制度(2006年からは法テラスの独自事業)を実施して、少年や保護者が資力の有無にかかわらず弁護士付添人を選任できるようにした。

また、2001年2月に福岡県弁護士会が身体拘束されたすべての少年を対象に「全件付添人制度」を実施し、これを受けて日弁連でも、全国の弁護士会に対して、少年鑑別所送致により身体拘束を受けることになった少年に弁護士が1回無料で面会に行く「当番付添人制度」の実施を呼び掛け、2009年までに「当番付添人制度」全国実施が実現した。

② 2007年少年法改正～全面的国選付添人制度実現本部の設置

少年保護事件付添援助制度と当番付添人制度の実施により、少年事件における弁護士付添人選任数は大幅に増加した。そして、これら日弁連の取組の成果として2007年11月に施行された改正

少年法によって、検察官関与の有無にかかわらず国選付添人を選任できる裁量的国選付添人制度が導入された。しかしながら、この制度は、対象事件が「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件」又は「死刑又は無期若しくは短期二年以上の懲役若しくは禁固に当たる罪」に限定されており、極めて不十分な制度であった。

このような不十分な制度の拡大を求める運動を盛り上げていくため、日弁連は、2007年11月に浜松市で開催された第50回人権擁護大会において「当番付添人制度の全国実施と全面的な国選付添人制度の実現に向けて」と題するシンポジウムを行った。さらに、被疑者国選弁護制度の対象事件が、いわゆる必要的弁護事件にまで拡大された2009年には、それまで子どもの権利委員会を中心として行ってきた運動をより発展させるため、全面的国選付添人制度実現本部を立ち上げた。

そして、全面的国選付添人制度実現本部を中心として、2009年12月、「全面的国選付添人制度に関する当面の立法提言」を取りまとめ、身体拘束されたすべての少年に対して、家庭裁判所の裁量だけではなく、少年・保護者の請求により国選付添人を選任するよう求めた。特に、上述したように2009年5月から被疑者国選弁護対象事件がいわゆる必要的弁護事件(死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁固に当たる事件)にまで拡大されたことにより、被疑者国選弁護人が選任されていたにもかかわらず、その後事件が家庭裁判所に送致された場合に国選付添人が選任され得ない少年が多く発生するという問題が生じることとなった。全面的国選付添人制度実現本部ではこれを「置き去りにされた少年」と呼び、制度の不合理性を端的に示すものと訴え、各地でのシンポジウムや国会議員要請といった運動に取り組んだ。

③ 2014年少年法改正～現行の国選付添人制度

上記のような日弁連が行ってきた運動の成果として、2012年に開催された法務省「平成20年改正少年法に関する意見交換会」及び2012年10月から2013年1月にかけて開催された法制審議会少年法部会において、国選付添人制度の拡大が論

点として取り上げられた。そこでは、弁護士付添人の役割の重要性が確認され、対象事件拡大の必要性については一致したものの、財政的考慮等から、当面、被疑者国選弁護制度と同じ範囲にとどめるべきとの意見が出された。その結果、2014年施行の改正少年法により、同年6月から国選付添人の対象事件が拡大し、死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役又は禁固に当たる罪(その当時の被疑者国選弁護制度対象事件と同一)で少年が観護措置決定を受けた場合、家庭裁判所の裁量により国選付添人が選任されるようになった。これが現行の国選付添人制度であり、これにより、国選付添人の選任数は大幅に増加している。

## (2) 国選付添人選任率向上、国選付添人制度の対象拡大に向けた日弁連の取組

### ① 国選付添人選任率向上に向けた取組

2014年改正少年法施行後、全面的国選付添人制度実現本部では、家庭裁判所の裁量選任制度の下で、国選付添人の選任率を向上させる取組を行ってきた。具体的には、国選付添人不選任事例を全国から集積して分析し、不当な不選任事例を最高裁家庭局との協議において指摘して選任率の向上を求めたり、付添人の質的向上(これにより、家庭裁判所の裁判官に対して付添人の有用性を理解してもらい、裁量による選任数の増加につながる。)を図るために全国の弁護士会に研修講師を派遣したりするなどの活動をしてきた(2014年度は11弁護士会、2015年度は10弁護士会、2016年度は9弁護士会、2017年度は9弁護士会、2018年度は11弁護士会(2018年12月末現在、予定も含む)に講師派遣を行った。)

これら国選付添人選任率向上に向けた取組の結果、2014年の改正当初は全国平均で約50%にとどまっていた国選付添人選任率は、2016年度には6割を超え、2017年度には7割に近づいている。ただ、刑事事件においてはほとんどすべての被告人に弁護士が選任されていることと比較して、いまだ選任率は低いものと言わざるを得ない。特に、2016年通常国会において刑事訴訟法(以下「刑訴法」という。)が改正され、2018年6月1日から被疑者国選弁護制度の対象事件が勾留全件

(いわゆる「第三段階」)へと拡大されたことにより、被疑者国選弁護人が選任されていたにもかかわらずその後事件が家庭裁判所に送致された場合に国選付添人が選任され得ない、いわゆる「置き去りにされた少年」が再び発生することとなり、国選付添人が選任され得ないことによる問題性が再び顕著なものとなる。

### ② 国選付添人制度の対象拡大に向けた取組

現行制度は、死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役又は禁固に当たる罪で身体拘束を受けたことが国選付添人選任の前提となっており、法定刑の軽い非行事実では国選付添人を選任できないという問題点がある。

そもそも、少年審判における審判対象は非行事実及び要保護性であり、非行事実のみによって審判結果が決まるものではない。例えば、暴行罪のような一見軽微な事件であったとしても、少年の要保護性が高い場合には、少年院送致といった重大な処分になることも多い。特に、軽微な事件について観護措置決定がなされるのは、要保護性に問題があり、鑑別を実施する必要性が高いからにほかならない。実際にも、2016年における、暴行事件で観護措置決定を受けた少年のうち少年院送致となった件数は20%を超えており(211件中48件)、相当数の少年が少年院送致という重大な処分を受けている。

これは、非行事実が一見すると軽微であったとしても、要保護性に大きな問題がある場合は、少年院送致といった重大な処分を受けるおそれがあることを如実に示しているのであり、少年の権利を擁護するという観点からは、非行事実を国選付添人の選任要件とするのは、少年法の構造上も大きな矛盾をはらんでいると指摘せざるを得ない。

そして現在、国選付添人だけでなく援助付添人も含めた弁護士付添人が、一般保護事件で観護措置決定を受けた少年のうち約9割で選任されているという事実があり、この事実は、弁護士付添人の必要性を端的に示すものと言うべきである。

このような問題性を解消するためには、やはり国選付添人制度の対象拡大が必要不可欠である。また、家庭裁判所の裁量によるのではなく、少年

若しくは保護者の請求があった場合には国選付添人を選任できるようにすることも必要である。さらに将来的には、必要的国選付添人制度も検討されるべき時期に来ていると言うべきである。こうした観点から日弁連では、2018年2月16日付けで「全面的国選付添人制度の早急な実現を求める意見書」を採択し、法務省及び最高裁判所に対して執行した。

今後は、全面的国選付添人制度実現本部を中心に、各弁護士会や各弁護士会連合会でも同様に意見書や会長声明等の作成、公表を検討してもらうほか、国選付添人制度の意義や今回の刑法改正によって再び「置き去りにされた少年」が発生するという問題が生じることを広くマスコミや一般市民に訴えかけるべく、各地においてシンポジウムや市民向けイベントの開催といった運動を進めていく必要がある。

戸田 洋平(京都)

## 2 児童福祉法改正について（児童虐待を中心とする児童福祉分野の動きについて）

### (1) 児童虐待防止のための親権制度の見直し

2007年の児童虐待防止法・児童福祉法の一部を改正する法律附則において、3年以内に親権に係る制度の見直しについての検討を行うこととされたことを受け、日弁連は2009年9月18日、「児童虐待防止のための親権制度見直しに関する意見書」を取りまとめて公表した。親権の一時制限・一部制限や未成年後見について複数後見・法人後見を可能とすることのほか、民法の懲戒権規定の削除等を提言するものであった。

上記親権制度見直しに関し2010年3月から同年12月までの間開催された法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会においては、日弁連推薦の委員・幹事のバックアップを行った。同部会の中間試案に対する意見募集に対し、日弁連は2010年9月3日付けで『「児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する中間試案」に対する意見書』を作成し、法務省に提出した。親権の一時停止や、未成年後見制度について複数後見・法人後見の導入、親権行使

が子の利益のために行使されるべきことを明記するといった点については、2011年の改正民法に結実したが、親権の一部停止や暴力及び屈辱的方法によらない養育規定、懲戒権規定の削除等は実現しなかった。

2011年改正民法並びに同部分と関連する児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の改正に対応し、日弁連は、厚生労働省が意見募集を行った「施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン(案)」に対し2012年1月27日付けで意見を取りまとめ、同ガイドラインが明確かつ具体的なものとなるべきとの意見を述べた。

また、2012年2月16日付けで日弁連は未成年後見制度をより使いやすくするための制度改正と適切な運用を提案する意見書を取りまとめた。これは、2011年に発生した東日本大震災により震災孤児が多数生じたこと及び2011年改正民法を踏まえ、家庭裁判所に対して弁護士を未成年後見人に積極的に選任することを求めるとともに、未成年後見人の身上監護義務から一定の場合に負うと解される未成年者の不法行為損害賠償責任が過大であることから見直すべきことや、未成年被後見人の戸籍に未成年後見人の戸籍事項が記載されない仕組みを求めること等を内容とするものであった。その後、未成年後見人に弁護士が選任されている件数は増加しているものと思われるが、損害賠償責任に対する手当て及び戸籍に未成年後見人の戸籍事項が記載されない仕組みの導入については改善がされておらず、今後も引き続き改善に向けた取組が必要である。

### (2) 2016年児童福祉法改正と児童相談所への弁護士配置

2016年5月、改正児童福祉法が成立し、同年6月3日から順次施行された。同法第1条において子どもの権利条約の精神にのっとり、すべての児童が適切に養育されることの権利が明示され、また家庭養育の原則(同法第3条の2)、市町村と都道府県の役割分担(同法第3条の3)、一時保護の目的の明示(同法第33条)等の重要部分の改正がなされた。

同年改正において特筆すべきこととして、児童相談所への弁護士配置の規定(同年10月施行)が新設されたことがあげられる。すなわち、同法第12条

第3項は「都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。」と規定し、全国の児童相談所への弁護士配置又はこれに準ずる措置が求められたのである。これに対応するために、日弁連は、児童相談所における弁護士配置への対応に関するワーキンググループを設置し、全国の弁護士の児童相談所との関与形態、状況を把握するとともに、弁護士配置又はこれに準ずる措置を各地の状況に合わせて推進すべく、各地の弁護士会に対して児童相談所設置自治体との協議を要請し、自治体及び児童相談所勤務を検討する弁護士向けのパンフレットの作成、児童虐待対応に必要な法律知識を学ぶための会員向けの研修、児童相談所勤務弁護士へのバックアップ体制の検討を行った。さらに、2019年6月、児童福祉法が改正され、児童相談所は常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うこととされ、弁護士との更なる連携が求められている。児童相談所への弁護士の関与は進んできているが、今なお自治体側の予算が確保できないなどの理由により十分な関与ができていないと言え、難しい地域もあることから、常勤又は非常勤弁護士の関与を引き続き拡充する取組が必要である。

### (3) 2017年児童福祉法改正による司法関与の強化

2016年児童福祉法改正で積み残された諸課題について、附則において引き続き検討を加え必要な措置をとるべきとされており、その中で速やかに検討することとされた要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の適切な関与の在り方及び特別養子縁組制度について検討するため、2016年7月、厚生労働省内に「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」が設置された。同検討会に日弁連推薦委員は含まれなかったが、日弁連は同検討会を傍聴するなど議論状況を随時把握・検討し、同検討会が2017年1月に裁判所関与等について取りまとめた「児童虐待対応における司法関与の在り方について(これまでの議論の整理)」に対し、同月20日、

意見書を取りまとめた。

同意見書では、わが国における司法と行政の役割分担にも配慮しつつ、また児童相談所に司法審査が過度の負担となりそのケースワーク機能を書さないよう、慎重に制度設計を行い、裁判所及び児童相談所の体制整備等が前提条件との視点の下、一時保護への司法審査導入には賛成であるが、過度の負担とならないよう前提条件の整備や手続・要件の検討が必要であること等を述べた。

2017年6月に保護者の意に反する一時保護期間延長に対する司法審査の導入(児童福祉法第33条5項)等が規定された改正児童福祉法が公布され、2018年4月から施行された。限られた場面であるとはいえ、一時保護に関して司法審査が及ぶようになったことは前進ではあるが、子どもの権利保障の観点から運用が適切になされているか、また今後の制度改善について運用状況を見ながら検討していく必要がある。

### (4) 特別養子縁組制度の改正

(3)記載の厚生労働省内検討会におけるもう一つの議論の対象であった特別養子縁組制度の改正に関し、同検討会は2017年6月に報告書を公表した。同年7月、法務省の私的研究会として「特別養子縁組を中心とした養子制度の在り方に関する研究会」が設置され、2018年5月末、特別養子縁組制度の見直しについて中間報告書を取りまとめ、6月にこれを公表した。同月、法制審議会に特別養子制度部会が設置された。

日弁連は、日弁連が推薦した同部会委員・幹事をバックアップする会議を設けて内容を検討するとともに、同年10月23日に、「特別養子縁組制度の改正に関する提言」を取りまとめて公表した。その内容は、特別養子縁組の養子となるべき者の上限年齢を引き上げるべきであるが、引き上げ幅については慎重に検討すべきこと、また、養親となる者と実親との対立回避等の観点から、審判手続を2段階とし、その手続への児童相談所長の参加の途を新設すべきであること、また、実親の同意の撤回制限の規律を設けるとしても、裁判手続前の同意とその手続機関及び撤回制限効が生じる期限について適切な検討を要すること、といったものである。加えて、同部会

の議論を中間的に取りまとめた「中間試案」に対する意見募集に対しても、前述提言の範囲内で意見を取りまとめ、提出した。

同部会の議論結果を踏まえ、2019年6月、民法等が改正された。養子となるべき者の上限年齢が原則15歳未満となる等大きく制度が変容したことから、今後の運用を注視したい。

掛川 亜季(東京)

### 3 子どもの権利条約について(子どもの権利を取り巻くその他の動き)

#### (1) 教育改革の動きへの対応

① 2006年の教育基本法の「改正」を受け、教育現場へのさまざまな施策がなされたが、その問題点は大きいものであった。

2008年3月、新しい学習指導要領が告示されたが、国旗・国歌や伝統と文化、道徳に対する強制の色彩が強まる等の問題点があった。そこで、日弁連は、2010年3月18日付けで意見書を公表し、(ア)都道府県等に対して不利益処分ないし不利益取扱いをもって、教職員や児童・生徒に対し、国旗に向って起立することや国歌を歌うことを強制しないこと、(イ)道徳心、公共の精神、国を愛する心情などの文言を過度に重視した通達や指導により、教職員や児童・生徒の思想・良心の自由を侵害しないようにするとともに、教育の内容及び方法に対する介入は抑制的であるべきだとする憲法上の要請を踏まえて教育行政を行うこと、(ウ)エリート選別教育や競争教育の助長に傾かないための配慮や、家庭の経済格差が教育格差・学力格差を招かないための財政的措置や教育条件整備を行うこと等を求めた。

また、改正教育基本法により進められた教育制度改革に関し、想定し得るさまざまな事例について憲法に照らしてどのように考えられるのかを、Q&Aの形で整理し、2010年6月17日付けで「教育法制に関するQ&A」として公表した。

② 2012年の人権擁護大会では、この間進んできた教員への厳しい統制管理が教育の自主性を妨げ、子どもの精神的自由権を侵害するとともに、

過度に競争的な教育環境や教育格差が子どもの学習権・成長発達権を侵害するとの問題意識の下、「子どもの尊厳を尊重し、学習権を保障するため、教育統制と競争主義的な教育の見直しを求める決議」を採択した。

③ 文部科学省中央教育審議会は、2014年10月、道徳を特別の教科とすること等を内容とする「道徳に係る教育課程の改善等について」との答申を行ったが、その内容は、国家が肯定する特定の価値観を児童生徒に強制する結果になる危険性があり、ひいては、憲法、子どもの権利条約が保障する個人の尊厳、思想良心の自由、意見表明権等を侵害するおそれがあった。そこで、文部科学省は本答申に基づいて学校教育法施行規則や学習指導要領の改訂作業を行うべきではないとの意見書を同年12月18日付けで取りまとめた。

また、同年12月19日付けで、同年1月に改定された教科用図書の検定基準及び同年4月に改定された教科用図書検定審査要項は、国による過度の教育介入として憲法26条に違反し、子どもの学習権等を侵害するおそれがあるため、これらの各改定の撤回を求めるとともに、教科用図書の採択においては、子どもの学習権を保障するために、教師及び学校的意思を十分に尊重することを求める旨の意見書を取りまとめた。

④ 2015年10月29日付け文部科学省初等中等教育局長名の通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について(通知)」、同年9月公表の総務省及び文部科学省作成の副教材「私たちが拓く日本の未来」の活用のための指導資料、及び上記通知に関するQ&Aについて、政治教育の場面において教師の政治教育の場面における専門的裁量の尊重や、生徒の政治的活動について必要最小限を超える制限・禁止を求めていること等の見直しを求める2016年6月21日付け「高等学校等における政治的教養の教育等に関する意見書」を取りまとめた。

⑤ 2018年7月、文部科学省は、高等学校教科用図書検定基準等の改正に関し意見募集を行ったが、検定基準の規定について、曖昧かつ「適切・不適切」という価値判断を含む検定基準であり、

政府による恣意的運用や、教科書出版社及び執筆者が萎縮することが懸念され、国による過度の教育介入として憲法第26条に違反し、子どもの学習権等を侵害するおそれがあるため、同規定の新設に反対する旨の意見書を同年8月22日付けで取りまとめた。

## (2) いじめ問題への対応

- ① 2011年に発生した滋賀県大津市のいじめ自殺事案において、学校や教育委員会の対応不備が明らかとなったことを契機に、2013年4月、いじめ防止対策推進法案が国会に提出された。

日弁連は、同法案に対し、いじめを被害・加害の二項対立と捉えるのではなく、集団の構造的問題と捉え、集団全体や観衆・傍観者に当たる児童等への対応も行うこと、いじめを行った児童等についても、支援や教育を受ける権利等への配慮が必要であることが明記されるべき等とする意見書を2013年6月20日付けで取りまとめた。

- ② 同年6月21日に同法は成立し、同年9月28日施行された。日弁連は、同法に基づくいじめ防止等のための基本方針の作成や見直し等を行う文部科学省「いじめ防止対策協議会」に出席する弁護士委員のバックアップを行い、また同法に基づく重大事態調査を行ういじめ第三者機関委員の日弁連推薦への対応、各地で選任されたいじめ第三者機関委員の経験交流集会を概ね年1回開催している。

その中で把握された同法の規定の不備について、2018年1月18日付けで「いじめ防止対策推進法『3年後見直し』に関する意見書」を取りまとめた。同意見書では、いじめの定義規定、いじめに対する学校の対処に関する諸規定及び重大事態が起こってしまった場合の調査及び情報共有等に関する諸規定の改正を提言した。

また、日弁連に対するいじめ第三者機関委員の推薦依頼及び各弁護士会への推薦依頼に際し、委員の負担が極めて重いにもかかわらず、依頼の内容や条件が必ずしも委員の活動の実態や弁護士業務の実情を踏まえていないものが多いため、今後も適切な人材を推薦できるか懸念される状況となっている。そこで、自治体等が日弁連や弁護士会に推薦依頼を行うに際し、考慮していただき

い事項等を整理した「いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会委員等の推薦依頼ガイドライン」を2018年9月20日付けで策定した。

いじめ防止対策推進法の改正は未了であり、今後も同法の見直しに向けた活動が必要である。

### ③ スクールロイヤー

学校では、いじめ問題をはじめとして、さまざまな問題が生じているが、学校現場で生じている問題に有効・適切に対処するためには、問題が深刻化する前に、弁護士が日頃から学校の相談相手として早期にかかわり助言する態勢が制度化されることが必要である。そこで、2018年1月18日付けで、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、教育や福祉等の視点を取り入れながら、法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士を活用する制度を構築・整備するよう求める『「スクールロイヤー」の整備を求める意見書』を取りまとめた。

### (3) 少年院・少年鑑別所視察委員会

2009年5月、広島少年院において在院少年多数名に対する法務教官複数名による暴行事件が発覚したことを受け、日弁連は直ちに、重大な人権侵害であり速やかな被害回復措置や徹底調査等を求める会長談話を公表し、また同年9月18日付けで『「子どもの人権を尊重する暴力のない少年院・少年鑑別所」への改革を求める日弁連提言』を公表して、少年に対する処遇の在り方を見直すとともに、視察委員会の設置を求める等した。

2010年に法務省が開催した「少年矯正を考える有識者会議」には日弁連推薦委員を派遣した。同年10月19日付けで少年矯正施設での人権保障の徹底を求める「少年矯正の在り方に関する意見書」を公表した。有識者会議の議論を踏まえ法務省矯正局が意見募集を行った少年院法改正要綱素案に対して、2011年12月2日付けで、要綱素案が有識者会議の提言を基本的に取り入れたことを評価しつつ、少年矯正の理念は在院者の成長発達権の保障にあるとの観点を踏まえるべき等とする意見書を公表した。

2014年6月、少年院法改正及び少年鑑別所法が成立し、2015年6月から施行された。これらに基づき設置されたすべての視察委員会に、弁護士会の推薦による弁護士委員が選任されている。日弁連は、

これら弁護士委員の経験交流集会を年1回から2回の頻度で開催するとともに、視察委員のメーリングリストを設置して、活動内容の共有や意見交換の機会を提供し、在院者の権利保障を図っている。

#### (4) その他の取組

子どもを取り巻く課題は多岐にわたる。

2010年には、人権擁護大会において「貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもの成長し、発達する権利の実現を求める決議」が採択されたが、子どもの貧困は依然として深刻である。

子どもの権利を保障する諸制度の不備も目立つ。日弁連は、2011年2月18日付けで『『子どものためのシェルター』の公的制度化を求める意見書』を取りまとめた。子どもシェルターは児童福祉法上の事業の一つとして位置付けられたが、なおその財政的基盤は貧弱である。

体罰に関しては、2015年3月19日付けで「子どもに対する体罰及びその他の残虐な又は品位を傷つける形態の罰の根絶を求める意見書」を取りまとめ、また体罰の法的禁止を求めるシンポジウムを公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンと協働して行っている。2019年6月、児童福祉法等改正により親権者等による体罰禁止の規定が設けられたが、国連の求める全面的な禁止及び民法の懲戒権規定の削除に向けて引き続き取組が必要である。

他省庁、多分野にわたる子どもに関する施策を総合調整する国の機関が設置されるとともに、子どもの権利救済が実効的になされる機関の創設を含む子どもの権利基本法の制定が求められる。

掛川 亜季(東京)